

山口県報

平成21年
11月30日
(月曜日)

目 次

人委規則
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………一



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年山口県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「百分の百五十」を「百分の百三十」に、「百分の百九十」を「百分の百七十」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 再任用職員 百分の七十（特別管理職員にあつては、百分の九十）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年十一月三十日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市